

この章では

- 国立特殊教育総合研究所が実施した自立活動の実態調査
- 特別支援教育と自立活動の展望

について紹介します。

「盲・聾・養護学校における自立活動の指導に関する実態調査」より

－ 肢体不自由養護学校を中心に－

1. はじめに

本稿では、平成12年度から3年間、国立特殊教育総合研究所のプロジェクト研究として実施した、「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究－自立活動を中心に－」（研究代表者 後上鐵夫）を基に、肢体不自由養護学校における自立活動への取組についてまとめたものです。

2. 国立特殊教育総合研究所の自立活動に関する調査結果について

（1）調査の趣旨

本調査は、平成11年3月の学習指導要領改訂後の盲・聾・養護学校における教育課程の編成状況、自立活動に関する取組を明らかにし、今後の実際的な課題について検討することを趣旨として実施されました。

（2）調査の内容

調査内容の項目は、以下のとおりです。(田)子どもの重複障害の状況、(月)教育課程の現状、(火)自立活動に関する学校体制、(水)自立活動専任教員、(木)個別の指導計画、(金)実態把握・評価、(土)自立活動と他の領域、(祭)関係機関との連携、(祝)自立活動の指導形態、(自)自立活動に関する研修、(至)自立活動の指導に関する課題、(代)自立活動に関する自由記述です。

（3）調査方法・回収率

平成13年12月～平成14年1月にかけて全盲・聾・養護学校（996校）を対象に、郵送により実施し、回収率は76%でした。

3. 調査の結果

（1）子どもの重複障害の状況

平成11年度の学習指導要領の改訂の趣旨の一つに、盲・聾・養護学校における子どもの障害の重度・重複化への対応が上げられています。文部科学省の特別支援教育資料（文部科学省2004）によると、肢体不自由養護学校では、重複障害学級在籍の割合が義務教育段階（小・中学部）で75%に達しております。一方、他の養護学校等における重複障害学級在籍者の割合は50%を切っています。肢体不自由養護学校において重複障害者の在籍率の数値が顕著であることが分かります。現在、肢体不自由養護学校では、脳原性疾患の児童生徒が大半を占めるようになっているとともに、その障害の重度・重複化が大きな特徴の一つとしてあげられます。

（2）教育課程の現状

教育課程に関する全国的な傾向として、子どもの障害の状態や発達段階等を考慮し、教育課程

を各学校で4～5つに分類する等工夫されています。

本研究所の調査結果によると、全盲・聾・養護学校における教育課程の分類の比率は、準ずる教育課程が16%、下学年適用の教育課程が5%、知的障害養護学校教科の代替による教育課程が54%、自立活動を主とする教育課程が21%でした。肢体不自由養護学校における各教育課程の対象の比率は、準ずる教育課程12%、下学年適用の教育課程が9%、知的障害養護学校教科の代替による教育課程が31%、自立活動を主とする教育課程が47%でした。

（3）自立活動に関する学校体制

①校内組織率

自立活動に関する組織が編成されていると回答した学校種別の比率は、盲学校が87%、聾学校が64%、知的障害養護学校が52%、肢体不自由養護学校が81%、病弱養護学校が70%でした。

②自立活動部の機能

各学校で組織されている「自立活動部」（分掌上の名称は各学校で異なる）の機能として、最も多かったのが、「研修」で73%、次いで「指導」が54%、「研究」が36%でした。

「自立活動部」役割として、研究や研修の企画をとおして、より専門性の高い指導力の育成が求められていることがうかがえます。

（4）自立活動専任教員の配置

全盲・聾・養護学校で、学級担任を持たない自立活動専任教員を「配置している」が20%、「配置していない」が80%でした。学校種別では、盲学校が17%、聾学校が36%、知的障害養護学校13%、肢体不自由養護学校が38%、病弱養護学が1%でした。配置の仕方も、「特定の学部のみ」に配置している」「各学部」等、各障害に対応しての自立活動専任教員の専門性いかしていることがうかがえます。

（5）個別の指導計画

平成11年度の学習指導要領により、「自立活動」の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であると示されました。そのために、障害の状態や発達段階に即して適切な指導を行うため、「個別の指導計画」の作成が明示されました。この趣旨を踏まえ、自立活動をはじめ各教科や領域等における一層の指導の充実を図るため、個別の指導計画の充実が求められています。

①個別の指導計画作成範囲と様式

本研究所の調査では個別の指導計画を「すべての指導領域で作成している」と回答した学校は、全盲・聾・養護学校のうち53%、「自立活動と重複障害者のみ」は34%でした。個別の指導計画に関しては学習指導要領に明示されて以後、かなり早期に各学校で取り組まれていることが分かりました。

個別の指導計画の様式について55%の学校が「学校全体で統一の様式を使っている」と回答し、「学部毎に統一している」が37%でした。

②個別の指導計画の作成者と開示

自立活動に関して個別の指導計画の中心的な作成者は、「学級担任が一人で」が51%、「学級担任と自立活動担当者が分担・協力して」が46%でした。作成に際して、参考とする意見を順に示すと、保護者、前担任、医師・看護師、専門的知識や技能のある教師、PT、OT、STでした。これは障害種別によって若干順番が入れ換わり、病弱養護学校では心理学の専門家が入るな

ど、障害種別毎に他職種が関わっていることがうかがえます。

保護者への個別の指導計画の説明・開示については、「見せていない」が29%でした。「保護者の希望があれば見せている」が22%、「個別の指導計画を見せて、説明し了承を得ている」が16%、「個別の指導計画を見せ、説明している」は11%、「個別の指導計画を書面で手渡し、説明し了承を得ている」は8%でした。障害種別では、聾学校（43%）と病弱養護学校（41%）、肢体不自由養護学校（28%）が「見せていない」という回答がありました。

③個別の指導計画の活用

個別の指導計画の活用について、最も多いのは「日々の授業づくり」が81%、「学級・学部の会」が74%、「保護者との懇談の場」での利用が67%、「病院や施設等との関係者との会議」17%、「寄宿舎職員との会議」11%でした。肢体不自由養護学校では「病院や施設等との関係者との会議」での利用が、25%みられました。個別の指導計画は、現在、盲・聾・養護学校で策定されている「個別の教育支援計画」との関係性を明確にして、有効な活用をしていく必要があります。

（6）実態把握・評価

すべての教育活動において、個々の子どもの実態把握が出発点となります。自立活動の指導に当たっては、この的確な実態把握に基づいて個別の指導計画が作成される必要があります。

①基礎的資料の収集

自立活動における子どもの実態の方法で最も多かったのは、「行動観察」が95%、「前担任から情報の収集」が88%、「保護者からの聞き取り」が87%、「諸検査の活用」が71%、「主治医等から医療情報の収集」が65%、「他機関に検査等を依頼する」が6%、でした。特に肢体不自由養護学校では、「主治医などからの医療情報の収集」が83%で他の障害に比べて多く、医療機関との関連が深いことが分かります。

②実態把握に利用する検査法

自立活動の実態把握に利用されている検査法は、最も多かったのが「発達検査」で81%、「知能検査」が58%でした。各障害種別では、盲学校が視力検査、聾学校が聴力検査で、養護学校（知的、肢体不自由、病弱）では、発達検査と知能検査の利用が多くみられました。

③自立活動の評価法

自立活動の指導の評価方法では、「個別の指導目標について、取り組みの様子をとらえ記述する」が86%で最も多く、「学校独自に、評価の項目等を作成して評価する」が4%でした。また、約10%の学校が、「評価のあり方を検討中である」ことが分かりました。自立活動の評価に関しては、指導者自らが評価を記述している現状が明らかになり、自立活動の評価の在り方については、今後の検討に期待したいところです。

（7）自立活動と他の領域との関連づけ

自立活動の指導にあっては、各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように、指導内容の設定を工夫し組織的・計画的に行うようになっています。

自立活動と他教科や領域との関連の調査結果では、全回答の中で多い順に、「学級担任が関連を図っている」が59%、「年度当初に関連を考慮し年間指導計画を作成・指導している」が34%、「必要に応じて教科との関連を図っている」が17%、「意図的には関連を図っていない」が8%、「自立活動専任教員と話し合いの場を設け、関連を図っている」が3%でした。自立活動の指導内容は、各教科・領域との内容と関連も考えられるので、総合的に指導する必要も出てきます。指導に当たっては、各教科担当者間等での十分な連携が求められます。

（8）関係機関との連携

①保護者との連携

保護者との連携に関する調査結果では、全回答（複数回答）の中で多い順に、「年に数回、保護者の指導場面の参観機会を設けている」が70%、「保護者がいつでも指導場면을参観できるようにしている」が55%、「保護者と一緒にビデオを見て指導方針を確認・共有している」が7%でした。このように学校として、保護者に対して指導場면을観る機会を提供することは、保護者との信頼関係を保つために重要な意味を持ちます。

②医師や福祉機関との連携

医師や福祉機関との連携では、全回答（複数回答）の中で多い順に、医師が85%、PT・OTが51%、看護師が26%、言語聴覚士が23%、視能訓練士が4%でした。肢体不自由養護学校では医師が92%、PT・OTが87%、病弱養護学校では医師が92%、看護師が81%でした。障害種別では、各障害種に関係のある専門職種との連携が図られています。

（9）自立活動の指導形態等

①自立活動の指導形態

本調査の結果（複数回答）では、全回答の中で多い順に、「個別指導を行っている」が46%、「小グループでの指導」が52%、「学級単位での指導」が41%、「学部単位での指導」が21%でした。肢体不自由養護学校では、「個別指導」が84%、「小グループでの指導」が62%、「学級単位での指導」が55%でした。

②自立活動の指導形態別の平均週指導時間数

自立活動の指導形態別の平均週指導時間数の調査結果では、全回答の中で多い順に、「学級単位」での指導が5.4時間、「個別指導」が平均週4.6時間、「小グループ」での指導が3.4時間、「学部単位」での指導が2.4時間でした。

③自立活動のグループの編成について

本調査（複数回答）では、小グループを編成の基準について、「知的発達の類似した子ども」が最も高く62%でした。知的障害養護学校と肢体不自由養護学校では、「類似した運動機能集団」の割合が高い傾向が見られました。

（10）自立活動に関する研修

①校内研修の実施状況

自立活動に関する教員研修の実施状況について、全回答の中で多い順に、「校内全体研修として行った」が72%、「学部・学年内の研修として行った」が11%、「校務分掌内の研修として行った」6%、「有志による学習会として行った」が2%で、「今のところ行っていない」が9%でした。「校内全体研修として行った」学校について（複数回答）は、肢体不自由養護学校が91%が最も高く、次いで聾学校が80%、盲学校の76%、病弱養護学校72%、知的障害養護学校62%でした。

②研修のテーマについて

研修のテーマについては、全回答（複数回答）の中で多い順に、「自立活動について」が64%、「自立活動の指導内容について」が61%、「個別の指導計画について」が54%で、「適切な指導について」が48%、「養護・訓練と自立活動の相違について」が32%、「医学的知識技能について」が27%、「評価の在り方」16%、「心理学的知識技能について」、「家庭との連携」9%、「福祉機関との連携」が8%でした。このことから各学校の研修内容として、自立活動の全般的な考え方や指導内容に関するテーマが多く設定されていることが分かりました。

(11) 自立活動の指導に関する課題

自立活動の指導に関する課題として。「自立活動に関する教員間の意識にばらつきがある」「自立活動に関する専門性のある教員が少ない」「実態把握に関する検査法に関する専門性を持った人が少ない」「自立活動専任教員と学級担任との連携・協力が不十分である」などがあげられました。この結果は、障害のある子どもの教育における根幹に関わる重要な課題を示しているように思います。

3. おわりに

平成11年に改訂された盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領で、「養護・訓練」から「自立活動」へ名称が変更されて以来、自立活動に関する各学校の取組は、従前とどのような違いがあるのか、学校として、または一人一人の教員としての取組に変化があるのか、また変えるための意図的な取組はしているのか、今後の取組に期待したいと思います。

(本原稿は、肢体不自由教育173号の原稿を一部修正したものです)

(當 島 茂 登)

引用文献

- 1) 国立特殊教育総合研究所 (2003) 平成14年度プロジェクト研究, 「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究－自立活動を中心に－」 報告書

特別支援教育と自立活動

ここでは、今後の特別支援教育における自立活動の展望について述べます。

1. 特別支援教育の基本的な考え方

「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）（以下、調査研究協力者会議最終報告（平成15年3月）と表記）では、障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備することが提言されました¹⁾。

平成17年12月に公表された中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（以下、中央教育審議会答申（平成17年12月）と表記）では、特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである²⁾」とされています。

このように、特別支援教育の基本的な考え方においては、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することや、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことが、重要な観点になっています。

そのため、自立活動の取組においても、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することや一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことを、一層大切にしたい取組を行っていく必要があると考えられます。

2. 「特別支援学校（仮称）」における自立活動の役割

調査研究協力者会議最終報告（平成15年3月）においては、盲・聾・養護学校を障害種にとられない学校制度（「特別支援学校（仮称）」）にするとともに、地域の特別支援教育のセンターの機能を有する学校とすることが提言されました¹⁾。

中央教育審議会答申（平成17年12月）では、この「特別支援学校（仮称）」に関して、「基本的には現在の盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害に対応した教育を行う学校制度とすることが適当である。」とし、「特別支援学校（仮称）の制度は、各都道府県等において、複数の障害に対応した教育を行う学校の設置を可能とするものであるが、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることも可能である。具体的にいかなる障害に対応した教育を行う学校とするかについては、地域における教育に対するニーズ等に応じて弾力的に判断されることとなる。」としています²⁾。

すなわち、「特別支援学校（仮称）」は、さまざまな障害種別の子どもたちを対象とする学校となる場合もあり、また、特定の障害に対応した学校を設けることも可能であると言えます。

このような今後の「特別支援学校（仮称）」において、自立活動はどのような役割を果たすのでしょうか。さまざまな障害種別の子どもを対象とする学校となる場合においては、上述の特別支援教育の基本的な考え方で触れたように、「一人一人のニーズに応じた」適切な取組を行っていく必要があります。そのためには、一人一人のニーズを的確に把握した上で、個別の指導計画を

作成し、障害のある子ども一人一人への適切な指導及び必要な支援を行っていくことが、きわめて重要であると言えます。自立活動の指導においても、個別の指導計画に基づいて、障害のある子ども一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、一人一人のニーズへの的確かつきめ細かな対応を実現していくことが求められると考えられます。

それでは、このような「特別支援学校（仮称）」では、これまでに肢体不自由養護学校等で行われてきた肢体不自由のある子どもの指導において培ってきた専門性はどのようなのでしょうか。今後の「特別支援学校（仮称）」においては、肢体不自由のある子どもへの指導・支援に関する専門性の重要性は減ずるものではなく、ますます高まっていくものであると考えられます。今後は、肢体不自由のある子どもの指導・支援に関する高度の専門性を生かしつつ、他の障害種別に関して高い専門性をもつ教員と協力して、チームとして、障害のある子ども一人一人のニーズにきめ細かく応えていくことが、より一層求められると考えられます。

また、中央教育審議会答申（平成17年12月）では、「特別支援学校（仮称）」の教育課程について、次のように述べています²⁾。

「特別支援学校（仮称）においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程編成が期待される。特別支援学校（仮称）の学習指導要領等は、現在の盲・聾・養護学校の学習指導要領等の内容を見直して定められることとなるが、障害種別を超えたグループ別の教育課程編成の可能性や、平成17年度までに策定することとされている『個別の教育支援計画』との関係を検討することも必要であり、引き続き検討を行うことが適当である。」

この中で述べられているように、「特別支援学校（仮称）」においては、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した効果的・弾力的な教育課程編成が重要になると言うことができます。また、この中で触れられている「個別の教育支援計画」は、「障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもの」とされています²⁾。このような「個別の教育支援計画」が導入されることから、より長期的な見通しを持った一貫性のある取組を行っていくとともに、必要に応じて他機関との連携を行っていくという、他機関による支援も視野に入れた取組を行っていくことが大切になります。

3. 「特別支援学校（仮称）」のセンター的機能と自立活動

中央教育審議会答申（平成17年12月）では、「今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校（仮称）は中核的な役割を担うことが期待される。」とし、「特別支援学校（仮称）が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。」としています²⁾。

そして、「特別支援学校（仮称）」に期待されるセンター的機能の例として、次のような事項をあげています²⁾。

- (田)小・中学校等の教員への支援機能
- (月)特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- (火)障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- (水)福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- (木)小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- (金)障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

このような「特別支援学校（仮称）」に期待されるセンター的機能として、「特別支援学校（仮称）」の教員の持つ専門性を生かして、小・中学校等（ここで、「等」とは、幼稚園、中等教育学校及び高等学校を指しています）への支援を行うことが考えられます。このようなセンター的機能においても、「特別支援学校（仮称）」の教員のもつ自立活動の指導に関する専門性は重要になると考えられます。

そのため、「特別支援学校（仮称）」の教員には、今後より一層の自立活動の指導に関する専門性が求められることとなり、これまで以上に、さまざまな研修や研究会等を通じて、専門性を高めていくための取組を行っていくことが重要となります。

4. 小・中学校等における特別支援教育と自立活動

調査研究協力者会議最終報告（平成15年3月）では、「特殊学級や通級指導教室について、その学級編成や指導の実態を踏まえ必要な見直しを行いつつ、障害の多様化を踏まえ柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度の在り方について具体的に検討していく必要がある」とともに、「制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態（例えば「特別支援教室（仮称）」）とすることについて具体的な検討が必要」とする提言が行われました¹⁾。

また、中央教育審議会答申（平成17年12月）では、「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムの実現に向け、小・中学校における体制整備や現行の特殊学級や通級による指導等に関する制度の弾力化等の取組を推進することが提言されました²⁾。

今後、小・中学校等における特別支援教育を推進していくためには、小・中学校等の教員においても、自立活動に関する知識・技能が重要になっていくと考えられます。

また、上述したように、「特別支援学校（仮称）」の教員のもつ専門性を生かして、小・中学校等への支援を行うことが期待されており、「特別支援学校（仮称）」における自立活動の指導で培ったさまざまな指導・支援に関する知識・技能を生かして、小・中学校等における特別支援教育に関する取組への支援を行うことが考えられます。

さらに、小・中学校等においては、「特別支援学校（仮称）」に比べ、障害のある子どものニーズに添えていくための十分な教材・教具や支援機器等が備えられていない場合もあると考えられるため、自立活動の指導で利用する教材・教具、支援機器等に関する支援も、今後の小・中学校等への重要な支援の内容になると考えられます。

5. まとめ

以上で述べてきた今後の特別支援教育における自立活動に関する重要な観点をまとめると、下記のようになります。

- (田) 自立や社会参加に向けた主体的な取組の一層の重視
- (用) 個別の指導計画に基づく一人一人のニーズに応じた指導・支援の一層の充実
- (火) 個別の教育支援計画を踏まえた乳幼児期から卒業後まで一貫した指導・支援の実現
- (水) 小・中学校等の教員との連携・協力の推進
- (木) 自立活動の指導に関する教員の専門性の一層の向上

これからの特別支援教育における自立活動の取組においては、これらの観点を大切にしたい取組を行っていくことが求められると考えられます。(渡 邊 章)

参考文献・引用文献

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2003）「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
- 2) 中央教育審議会（2005）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）